

政令第三百五十九号

消費者安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十二第一項及び第四十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項並びに第四項から第七項までの規定中「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、「第七条」の下に「、第十一条の十一第一項（法第十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の十二第一項、第十一条の二十二」を加え、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（登録試験機関の登録の更新）

第八条 法第十一条の十二第一項の政令で定める期間は、五年とする。

附 則

この政令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

理 由

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴い、登録試験機関の登録の更新の期間を定めるとともに、消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限を追加する必要があるからである。